

政令第三百四十五号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施

行期日を定める政令

内閣は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律

(令和五年法律第七十二号) 附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行期

日は、令和五年十二月三十一日とする。